キャッシュレス決済機器導入 *2/3 補助*

キャッシュレス決済機器導入をご検討ください!



瑞穂町では、町内の中小企業者などのキャッシュレス決済の普及を促進するため、キャッシュレス決済機器の導入に要した経費の一部を補助します。是非ご利用ください。

- ◇補助対象 町内に店舗・事業所などを有する中小企業者、個人事業主で下記の①又は② に該当する方(ただし、フランチャイズチェーン店を除く)
- ①キャッシュレス決済機器を新たに導入する場合
- ②キャッシュレス決済機器をすでに導入しているが、より多くのキャッシュレス決済に対応するために機器又はシステムを導入する場合
- ※キャッシュレス決済機器等の導入に伴う契約、納品、加盟店手続き及び支払が令和3年11月 1日から令和4年3月25日までに完了し決済可能な状態であること。



例:クレジットカード決済対応機器を設置済みであるが、新たに機器を導入することによりクレジットカード決済のほか、電子マネー決済(交通系IC など)、QRコード決済など決済手段が多様化する場合

- ◇対象経費
- ①決済端末(バーコードリーダー、カードリーダー、レシートプリンター等)
- ②汎用機器(タブレット、スマートフォン等)
- ③機器据付に必要な据付・工事費、付属品、登録手数料等
- ※税込対象。ただし中古品、リース・レンタル料、割賦払い、通信費、決済手数料、 国・都・町等から補助を受けるものは対象外。
- ◇補助率 2/3以内(ただし上限額10万円)
- ◇申請期間 令和3年11月1日(月)~令和4年3月25日(金)
- ◇申請方法 年末年始・土日祝祭日を除く、平日 10:00~16:00(12:00~13:00 を 除く) 瑞穂町商工会に以下の申請用紙・添付書類等を窓口持参にて提出。
 - ①交付申請書兼請求書兼実績報告書(様式第1号)・誓約書 個:翻、法: >
 - ②キャッシュレス決済事業者との契約等を証する書類の写し
 - ③補助対象経費に係る領収書の写しその他の書類
 - ④機器又はシステムの設置状況が分かる写真
 - ⑤瑞穂町に店舗等があることを証する書類(名刺、チラシ、HP コピー等)
 - ※交付決定者には町から決定通知を郵送します。
 - ※偽りその他不正な申請による受給が判明した場合、交付決定の取消しや返還義務が生じます。
 - ※交付申請書・交付要綱等は商工会窓口・HP、瑞穂町 HP にて用意してあります。
 - ※補助対象、対象経費については、必ず交付要綱をご確認ください。
 - ※後日、追加書類をお願いする場合があります。
- ◇問合せ・申請先 瑞穂町商工会 【瑞穂町石畑1973 TEL:042(557)3389】 https://www.mizuho-sci.or.jp/ **□ 5 □**